

平成29年1月19日

調査結果報告書

通報受理日	平成28年11月21日18時6分
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ○FAX
通報者	○実名（※ ） 所属部署 ・匿名
通報内容	昇給について条例上1年間良好に勤務していれば4号給昇給するにもかかわらず、3級に上がったからの最初の昇給は3号給しか上がらないのは条例上根拠がなく違法である。
調査経過	平成28年11月21日 公益目的通報を受理 同年12月7日 市長に公益目的通報の受理報告を提出 同年12月7日 公益目的通報に関する調査依頼 同年12月20日 事務局より以下の資料の提出 ・ 例規等資料 地方公務員法、市条例（一般職の職員の給与に関する条例、三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する条例）、市規則（三田市の初任給、昇格、昇給等に関する規則） ・ 昇給期間延伸にかかる号級調整を行った際の根拠資料（決裁文書） 平成29年1月19日、市長に公益目的通報の調査報告を提出
調査結果	（1） 本件は、三田市から支払われる市職員の給与の昇給にかかる制度の違法性を問うものである。職員の昇給に関する根拠として、地方公務員法第24条5項において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めると規定されており、三田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第9条第2項及び第7項において、昇給させる場合の昇給の号給数については、昇給前の1年間の勤務の良好な成績の場合には4号給を標準として規則で定める基準に従い決定すること、同条第6項では予算の範囲内で行う旨規定されており、三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「規則」という。）においてその整理がされているところである。また、同条例第6条第2項には昇格により職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときはその者の号給を決定できると規定している。

	<p>(2) このような法令上の前提を踏まえ、通報内容にある「昇給について条例上1年間良好に勤務していれば4号給昇給するにもかかわらず、3級に上がってからの最初の昇給は3号給しか上がらない」ということをまず確認することが必要である。</p> <p>この点、平成28年12月20日付け三田市内部統制推進本部から提出された資料等によると次の事実が認められる。</p> <p>① 平成26年度の昇給延伸実施について</p> <p>平成26年度当時、市のラスパイレス指数抑制対策として、1月1日の昇給日を6か月延伸し7月1日とした。当時、若年層への緩和措置として、行政職給料表における1、2級在職者に対しては、平成26年1月1日に1号昇給、同年7月1日にも通常の4号給に加え1号給の昇給加算をさせた。</p> <p>② 平成28年7月1日の号給調整について</p> <p>前述の1、2級者への緩和措置により、3級以上の在籍者との間で2号給の差が生じたままの状態が続き、2号給のメリットを受けた2級の者が、平成26年4月以降3級に昇格した際に既に3級に昇格していた者を追い抜くケースが生じており課題となっていた。そのため、在職者全体の号給等のバランスを調整した。</p> <p>上記のことから、通報者の言う「3級に上がってからの最初の昇給は3号給しか上がらない」ことについては、上記(2)中の平成28年7月1日昇給時に当時2号給のメリットを受けた者から1号給を減じたことにより起こった事象であると認識するものである。</p> <p>(3) 結論</p> <p>基本的に職員の昇給の具体に関しては規則に委任され、市長の裁量権で実施されているものと考えられ、その裁量権を逸脱しないためにも条例・規則の中でそのルールを定めているものと考えられる。一方、職員の昇給等に関して法令の規定は必ずしも昇給させる義務を市長に課したものではないと考える。ただし、定期昇給にあっては、職員の生活保障という給与の生活給等な要素を加味して運用されているため、合理的な理由のない場合の昇給拒否は裁量権の濫用にあたると思われる。</p> <p>今回の号給調整をどのように捉えるかについては、過去の昇給延伸時に政策判断として若年層職員への緩和措置をしたことに起因するものであり、これが職員間の給与の均衡を確保するために実施していること、また、予算の範囲内で実施されていることを考えれ</p>
--	---

	<p>ば、条例の規定する趣旨にも沿ったものと言える。号給調整は条例第6条第2項に基づき、本件のような事象が昇格により職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるとの判断の基に決定しており、裁量権の濫用にあたるとは言い難く、今回の号給調整の合理性については理解できる。上記の理由と併せて鑑みれば、通報者が指摘する違法性は認められないと考える。</p> <p>ただし、一方で規則中に今回の措置に関する具体の規定が整理されていないことが本件調査で判明している。市当局が仮にその部分の対応として改めて規則改正し、本件について再度調整を行うといった方法は非効率であるため、今後、このような疑義を生じさせないためにも、規則中にこのような事態にも対応できるよう規定し、将来に向け対応していくことが妥当であると考えます。</p>
添付資料の内訳	なし
備考	なし